
令和 7 年度第 8 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 7 年 1 月 11 日 (火) 13 時 30 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12 番	安部 寛		
会長職務代理者	13 番	山根 祐一	14 番	川村 忠幸
委員	1 番	田中 孝幸	2 番	東田 輝正
	3 番	明治 良一	4 番	岸本 慶子
	5 番	衣笠 指図	6 番	横野 俊彦
	7 番	大村 祥一朗	9 番	大谷 誠一
	10 番	細田 邦男	11 番	山本 知司

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	岸本 政明	横山 茂
	猪本 正己	藤田 榮一郎
	鎌谷 一也	中山 浩一
	山田 裕人	保田 公範
	公賀 義高	中嶋 美枝子

4. 欠席委員 上田 正人 佐藤 洋一

5. 議事日程

- | | | | |
|-----|---------------------------------------|------------|------------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 11 番 山本 知司 | 13 番 山根 祐一 |
| 第 2 | 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について | | |
| | 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について | | |
| | 3 非農地証明願について | | |
| | 4 農地法施行規則第 29 条の規定による転用届出書について | | |
| | 5 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | |
| 第 3 | 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | | |
| 第 4 | 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について | | |
| 第 5 | 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について | | |
| 第 6 | 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について | | |
| 第 7 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係長 尾崎 千穂
主任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）
本日の欠席者は、上田正人委員、佐藤洋一推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 13名
農地利用最適化推進委員 出席者数 12名
定足数に達していますので、令和7年度第8回八頭町農業委員会を始めます。
開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）
日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、11番山本知司委員、13番山根祐一委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。
次に日程第2、報告事項です。私からはありませんが、皆さんの方でありましたら、お聞きしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を5件させていただきます。資料をご覧ください。
報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。
報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。9ページをご覧ください。今月は2件で農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。

報告4 非農地証明願について。1件の申請がありました。10ページをご覧ください。【受付番号 6-1】小別府●●●●、小別府●●●●。●●につきましては、原野となっておりますし、●●につきましては、60年以上前から墓地として利用しており、現在も墓地として利用しています。

現地確認を東田委員、川村委員、中嶋推進委員、及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。

報告5 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告

事務局	について。11ページをご覧ください。1件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございました。この件につきまして、質問意見等がある方は、お願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	ないようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 20-1について、事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号 20-1について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号 20-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 郡家殿地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 322 m² 譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんはいとこ関係にあります。</p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●さんは申請地を相続されましたが、県外に在住であり高齢のため耕作できず、また●●さんの子どもさん、相続人に当たられる方も農地の相続を拒否しておられ、今後の農地の維持管理について不安を持っておられました。そこで、従兄の譲受人の●●さんへ相談をされたところ、●●さんは八頭町の出身であり、2年前から●●から通って同じ郡家殿地内でキノコの栽培をされており、来年秋頃には帰郷される予定もあることから、今回の申請地も●●さんが譲り受けて管理耕作をされることで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは同じ郡家殿地内に所有する農地でキノコを栽培されています。申請地では、野菜を栽培する予定です。</p> <p>通作については、住所は●●ですが、郡家殿地内の農作業小屋を拠点に月に2～3回は帰郷し農作業をされる予定です。また同地内におられる親族に点検や草刈り管理等の協力をしてもらったり、圃場に設置するリモートカメラで監視し、遠隔灌水設備を設置して作物への給水管理をされるということです。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、13年程度農業従事期間がありますので、問題はないと思われます。</p>

事務局	最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は水路と畑に囲まれている農地であり、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、10番細田邦男委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
細田委員	はい。10番細田です。先ほど事務局から説明がございましたように、私もこの書類の連絡を受けてから10月30日ですけれども、●●●●、それから●●●●、それから●●●●の関係で行政書士の●●さんと連絡をいたしまして、事実確認をいたしました。 ●●●●さん、●●の方で便利が悪るそうに見えますけれども、毎月来て手入れをしておられるということを言っておられました。 それで、現地を実際に先ほどの3者で確認をしたのが11月の7日でございまして、そこで立会をして、実際に話をして、●●さんのやる気といいますか、そういうことを感じましたので、これは是非認めていただきたいと思っているところでございます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号20-1につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号20-1について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号21-2について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号21-2について説明します。 【議案第1号 受付番号21-2朗読後、説明】 土地の所在地 市谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 193m ²

事務局	<p>土地の所在地 市谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,543 m²</p> <p>土地の所在地 市谷地内 登記地目：畠 現況地目：畠 面積 671 m²</p> <p>土地の所在地 市谷地内 登記地目：畠 現況地目：畠 面積 26 m²</p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは農地を含め家や宅地を相続され、空き家バンクに登録をされていました。この度、譲受人の●●●●さんが家や宅地と一緒に農地を購入されることで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有する農地はありませんが、今までに●●●で畠を借り受けて家族で野菜を栽培されていました。</p> <p>通作については、空き家は12月中旬には取得される予定であり、取得予定の家からは概ね300m程度であり、問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、農作業の従事経験はありませんが、同居のお父さんとお母さんは20年程度農作業の従事経験がありますし、また、取得される農地の周辺で水稻や野菜、果樹等を栽培されている専業農家から指導を仰ぎながら農業に従事される予定ですので、問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は畠や田であり、申請地は引き続き水稻や野菜を栽培されるとということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、10番細田邦男委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
細田委員	はい、10番の細田です。この件も10月30日に●●さんの方に電話をしまして、事実確認をいたしました。

細田委員	<p>●●●●の●●君と同級生で、そういう繋がりでここができたと思ております。</p> <p>大変、用地が広いです、2反位あります。ここはちょっとひと高くなっている土地でして、その中に小さな小屋があって、トラクターなど農機具もあるという状況で、比較的作りやすいなど。</p> <p>それから、さきほど言いました、近くの友達の専業農家も、隣に畑があるということですので、比較的いろいろ教えてもらって、これから始めるにしては何とかやってくれるんじゃないかなという期待を込めておりますので、ぜひ認めてやついただければと思っているところでございます。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号21-2につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。井上推進委員どうぞ。
井上推進委員	ちょっとお伺いしたいんですけども。前段でも聞けばよかったですけども、●●さんと●●さん、お年はおいくつぐらいになるでしょうか。
議長（会長）	お願いします。
細田委員	<p>●●さんは、この持ち主の●●●●のいとこであります、年は4つ違いで74です。1951年生まれと言われましたので。高齢ではありますけど、大変若々しくて、キクラゲをどんどん作って、キクラゲで出たものを畑に撒いて、ニンニクやら先ほど言わされましたさつまいも、そういうものは大変よくできると言っておられました。</p> <p>ですから、そっちの方は心配しておりません。●●さんは年は●●君と同級ということで若いんですけども、こちらがどちらかと言えば、●●さんの方が心配でして。これからずっと見守っていかないかと思っているところでございます。</p>
井上推進委員	●●さんの歳はどれくらいかなど。
議長（会長）	●●さんの歳は何歳ぐらいですか。
事務局	45前後だと思います。
井上推進委員	45歳だったらまだ頑張れると思うんだけども、74歳はちょっと。
細田委員	大阪の会社の社長をしとるんですけど、それを譲って近いうちに

細田委員	戻ってきたいという、そしてもう少しさらには手を広げたいという、そういうあれがありましてですね、隣に2反くらい遊休農地があるんですけど、それも借りてみたいということも言われております。私はこちらの心配はしておりませんけども。
井上推進委員	はい、わかりました。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
井上推進委員	はい。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。ほかにご意見等ある方はお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号21-2について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号6-1について事務局は説明をお願いします
事務局	議案書の2ページをご覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。 受付番号6-1について説明をします。 【議案第3号 受付番号6-1 朗読後、説明】 土地の所在地 郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 320 m ² 資料については、議案書の3ページから6ページに付けています。 場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、八頭町役場から南に40mにある農地になります。土地

事務局	<p>利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、申請者の経営する事業所の社宅の整備に伴い駐車場も併せて整備をしたいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、駅役場等から300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は田、西側は町道、南側は水路、北側は宅地であり隣接地の同意は得られています。</p> <p>また、雨水は自然流下で既設道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます、以上です。【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、1番田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
田中委員	<p>一番の田中です。6-1について報告します。11月の1日に譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんの方に電話で確認をしました。●●さんの方は、譲り渡すということで問題はないと思います。●●さんの方ですけども、ちょっと家を借りて、社宅として使う、利用するということですけども、ちょっと駐車場がないということで、隣接地の●●さんの土地を譲り受けて駐車場にするということですので、問題はないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。はい、大谷委員。</p>
大谷委員	<p>（農地の状況について質問。内容省略）</p>

議長（会長）	猪本推進委員。
猪本推進委員	推進委員の六番の猪本ですけども、この地目を見るとね、田ということで家が建っている場所が。宅地じゃないと、この駐車場とか整備できないんじゃないかなと思って。ちょっと聞いてみたいんですけども。これはどうでしょうかね。
事務局	今回は5条の申請ですので、宅地の方に転用される。農地を買わされて転用されるということです。
議長（会長）	とりあえず今の土地を除外するということの申請ということです。他にご意見等はありませんでしょうか。
川村委員	4番川村ですけども、ちょっと、これ駐車場にした場合、将来的には家は建てるんですか。ちょっと●●●●っていうところがちょっと絡んできて、この土地が母屋も昭和四十、今住まれてるんですかね。今は住まわれてないですよね。全部取り壊されて、宅地になりそうな予想がするんですけどね。
事務局	しばらくの間は駐車場で使っているというところを確認していかないといけない。
川村委員	何か寮とか何か説明がありましたよね。どこに寮があるんですか。
事務局	社宅は、手前にある母屋も同時に購入されて、古い母屋の方を社宅にされて、その駐車場を使うということです。
川村委員	はい。将来的にどうなるか、ちょっと。
事務局	補足を一応させていただきます。駐車場の転用なんですけども、今、駐車場に転用された場合は、3年間は半年ごとに農業委員会の方に駐車場として使っているというふうな報告を出すようなことになっておりますので、基本的には3年間は駐車場として使っていただく。
	もし、そこで全国的によくあるのが太陽光として使っているというふうな事例がよくあるんですけども、そういう場合になると、今度は違反転用というふうな扱いになってきますので、そういうところで注意をしていただくということになります。以上です。
議長（会長）	農業委員会の方で、3年間の経過を見て管理していくということ

議長（会長）	のようですので、どちらもそういうふうな形で転用された場合は確認していくというふうになっているようです。よろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。 ほかに、皆さんの方でご意見等、ご質問等ある方についてはお願ひしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号6-1について、申請どおり決定といたします。 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の7ページをご覧ください。 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和7年10月31日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号190-1から221-32について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 74,367 m ² (53筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人5社へ 30,752 m ² (20筆) 、その他8名の個人耕作者へ 43,615 m ² (33筆) を貸付けます。
議長（会長）	それでは審議を行います。整理番号190-1から221-32につきまして、質問意見はありませんか。
山本委員	船岡農場は、これだけ多く借り受けて大丈夫でしょうか。
大谷委員	周辺の支援があればできます。多面的機能支払いとかで、あぜ刈りを支援してもらうように呼び掛けております。面を耕作するのはそんなに手がかかるんですけど、一番あぜの管理が手間がかかるし、時間もかかります。

大谷委員	そういう部分を地元の方で応援していただければ、なんとかやつていけると思っております。
議長（会長）	今現在、出役してもらうのに、出役料の賃金を払いながら管理してもらっているということですか。
大谷委員	頼んでやってもらえる方があれば、平地のあぜであれば畦畔であれば一反当たり 2,500 円、傾斜、緩傾斜 100 分の 1 以上であれば 3,750 円、急傾斜 20 分の 1 以上あれば 5,000 円、面積当たり、畦の傾斜がきつくなると畦の面積が広くなるので、その単価でお願いしております。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。山本委員いいでしょうか。よろしいですか。岸本推進委員。
岸本推進委員	全て多面でやっておられますか。
大谷委員	交付金の方は潤沢にあるんですけど、頼める人がなかなかないというところを困っています。
岸本推進委員	大体どのぐらいの面積。多面の面積がどのぐらい。
大谷委員	150 ヘクタールくらいの面積をやっております。
岸本推進委員	広域ですね。
大谷委員	広域は 200 ヘクタール以上なので、広域加算の対象にはなっていませんけど、中山間も 140 ヘクタール、個別協定ということでやつておりますし、多面も事務局を持たせてもらって 150 ヘクタールぐらいやってます。
岸本推進委員	もう一つ、最近はヒエとかが結構出てきてるような田んぼ、結構見受けるんですね。その辺は管理ができるかどうか。
大谷委員	それは組合長に。ヒエに難儀をしております。
鎌谷推進委員	最近、ヒエが多くなりましたね。畦カヤかあれもコンバインにまくりついでなかなか刈れなくなつて。これが種の関係か非常に今年は多かったです。これをどうやっていくかというのは、今後の課題です。とりあえず有機については 170 から 200 ぐらいのヒエを手で

鎌谷推進委員	刈ったということです。 毎年毎年どういった取り組みをするかでヒエが多くなるか少くなるかという戦いだと思っております。
議長（会長）	はい。ありがとうございます。190-1 から 221-32 につきまして、皆さんの方でご質問のある方がありましたら。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 190-1 から 221-32 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 19 ページをご覧ください。 日程第 6 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について、八頭町長から、令和 7 年 7 月 18 日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 【議案第 3 号 申請番号 2-1 朗読後、説明】 申請番号 4-1 について説明します。 申請地 西谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 237 m ² のうち 40.02 m ² 目的は農用地区域からの除外です。理由としましては、現在の墓地は山中にあるため、自宅近くの土地に墓地を移設したいとのことです。 議案書の 20 から 21 ページに位置図、23 ページに土地利用計画図を付けています。西谷集落の南東に位置する農地です。この農地は、農振地域から除外された後に第 2 種農地に該当する農用地区域内の農地となります。以上です。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、9番大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
大谷委員	<p>はい、9番の大谷です。10月31日に申請人、●●●●さんの子の●●さんに電話で事実確認を行いました。</p> <p>現地はですね、竹林公園のある西谷の谷の一番奥ですね。20ページの図面の墓地のある住宅が一番谷の奥になります。地域計画からは外れていますが、農振農用地ということで農振除外の申請が出ております。</p> <p>山の奥の方にある墓地を家の近くに移転したいというご希望のようです。許可が下り次第、着工をする予定で、2月、3月ぐらいになるんじゃないかなということでした。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。そうしますと、この件について質問意見等のある方はお願いしたいと思います。</p> <p>事務局、23のところに丸が描いてあるところの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。23ページに墓地の土地の利用計画図面をつけております。農業委員会の転用の方では、全て効率よく利用していただく必要がありまして、今回の農地の面積に対して、転用する面積に対して全てを利用するような形で計画を立てていただくというふうにお願いをしているところです。</p> <p>先ほどもお話がありましたが、周辺には住宅もあるということで、転用の基準というよりは、墓地の方の基準になりますけども、見えにくくするような仕組みといいますか、植栽等が必要になるかなということで、農業委員会の方からは植栽を計画には入れ込んでいただいて、事業として計画をしていただくようにお願いをしているところです。</p> <p>植栽等はこの辺に来るという形で話を聞いておりますので、図面にそういったことが分かるような形で記載をしていただいているところです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。みなさんの方でお分かりになったでしょうか。</p> <p>一応、目隠しとの関係ということで、植栽をするということのようであります。他にご意見等がある方につきましてお聞きしたいと思います。</p>
委員一同	(質疑なし)

議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は举手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了します。
議長（会長）	続きまして、日程第 7 その他について、事務局より説明願います。
事務局	<ol style="list-style-type: none">1. 地域計画に係るアンケート調査について2. 農業委員会特別研修会の開催について3. 次回 1 月定例会 <p>次回の農業委員会は 12 月 9 日（火）13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第 8 回農業委員会を終了します。 終了（14 時 50 分）